

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づく

この間の経過について

1 ヘイトスピーチ該当性等に関する個別案件審査の概況

◆ 10件について審査を終結

- ・ 4件を、ヘイトスピーチとして認定
審査結果を踏まえ、市として認定を行い、
必要な緊急の拡散防止措置（3件、動画の削除要請）を講じるとともに、
認識等（表現内容の概要、拡散防止措置、投稿者名）を公表
3件：削除要請後に動画が削除された
1件：認定前に動画がすでに削除されていた
- ・ 1件は、申出人の取下げにより終結
- ・ 4件は、申出のあった表現活動が、市民に関するもの、市内で行われたもの
等と明確に認められないとの結論
- ・ 1件は、申出のあった表現活動が、条例の全部施行日前に行われたとの結論

◆ 現在、24件について審査を継続

2 条例の施行に関する事項について、ヘイトスピーチ審査会に諮問

「インターネット上の投稿サイトを利用して行われるヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称を当該投稿サイトの運営者から取得するために大阪市としてとりうる方策について」

平成29年4月28日諮問、平成30年1月17日答申受領

概要は別紙（答申の概要）参照

3 周知・啓発の状況

条例第2条に基づく市の認識等の公表に加え、以下の取組の実施

- ・ 地下鉄全駅、各区役所・出張所・区役所附設会館へのポスター掲示
- ・ いちよう並木9月号への掲出 等